

国勢調査2025



調査期日

10/1水

国勢調査は、5年に1度行われる
国の最も重要な調査です。
統計法により日本の居住者
全員に回答の義務があります。

対象

滋賀県在住の
(外国人を含む)
すべての人



かんたん・便利！

ネットで回答！

今までよりログインが
簡単・便利になりました！
「インターネット回答依頼書」の
QRコードを読み取るだけ！

※「インターネット回答依頼書」は、9月下旬頃から調査員が世帯ごとに配布します
※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

インターネット回答期間

9月20日㊄から10月8日㊀まで

紙の調査票回答期間 10月1日㊀から10月8日㊀まで

国勢調査へのご回答よろしくお願いします

総務省統計局・滋賀県・市町

ご存じですか？相続登記が義務化されました



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

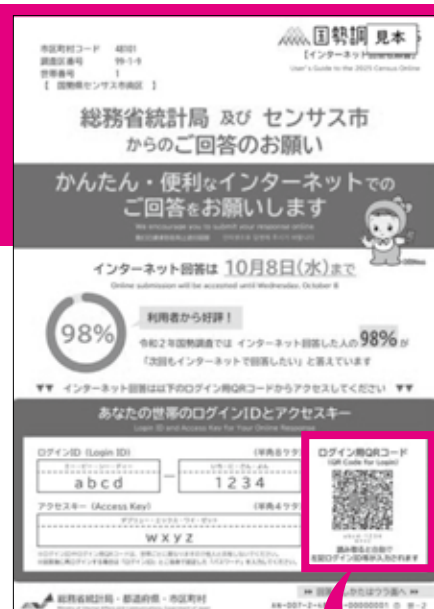
令和6年4月1日から不動産の相続登記の義務化が始まっています。義務化前
(令和6年4月1日より前) の相続も対象になりますので、ご注意ください。

また、令和8年4月1日からは、不動産の所有者の住所や名前の変更登記も
義務化されます。詳しくは、法務省ホームページをご確認ください。

㊀ 大津地方法務局 ☎0749-22-0291



▲ホームページ
はこちら



▲インターネット
回答依頼書 (見本)



インターネット
回答依頼書
右下の
QRコードを
読み取ります



犯罪や非行のない明るい社会へ

第75回“社会を明るくする運動”

社会を明るくする運動は、罪を犯した人たちの立ち直りを支え、犯罪や非行のない地
域社会を築くため、7月を強調月間として全国でさまざまな活動が展開されています。

その一環として、7月1日から7日まで、町内各小・中学校・愛知高校において、社会を
明るくする運動町推進委員会の構成団体の方々のご協力のもと、あいさつ運動を実施しました。

また今年度は、町内の中学2年生を対象に標語募集を行い、優秀作品の1作品を啓発活動に使わせていただき
ました。犯罪や非行のない安心で安全な地域社会を築くため、今後とも皆様のご協
力をお願いいたします。

㊀ 社会を明るくする運動 町推進委員会(福祉課) ☎0749-42-7691



▲伝達式



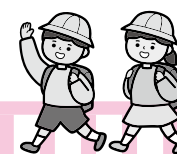
▲あいさつ運動



▲啓発品配布



愛荘町更生保護女性会 「防犯教室」を開催しました



7月1日から4日まで、子どもたちの健やかな成長を願い町内
8つの園を訪問し、防犯教室を開催しました。みんなの楽しそうな
笑顔、元気いっぱいの子に感動を受け、私どもが活力をいただい
た素晴らしい交流活動となりました。

毎月10日と25日には、交通安全運動とあいさつ運動を実施して
います。「気を付けてね」と声をかけ、温かなふれあいが生まれてい
ます。関係機関の皆様のご理解ご協力に感謝します。



▲防犯教室の様子

農業振興地域整備計画における 農用地利用計画変更(農振除外)の受付について

農業振興地域内の田や畑等の農用地を農業用地以外の用途で利用する場合、農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づき、農用地利用計画変更
(農振除外)が必要です。右記の期間で農振除外の受付を行います。

なお、関係機関との協議や公告期間等で決定までに時間を要すること、また、
法律による要件を満たせない申請は受付できないことから、申請の際は
事前に農林振興課までご相談をお願いします。

㊀ 農林振興課 ☎0749-42-8013 FAX0749-42-6090

受付期間

令和7年10月6日(月)
～10月17日(金)
開庁日の執務時間内

受付窓口

愛荘町役場 1 階
農林振興課